

第 1 8 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

召集年月日	平成16年4月21日(水曜日) 午後3時00分			
召集の場所	志波姫町 エポカ21			
開閉会の日時 及び宣告人	開会	平成16年4月21日(水)午後3時00分	会 長	菅 原 郁 夫
	閉会	平成16年4月21日(水)午後3時50分	副会長	千 葉 徳 穂
出 席 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	会 長	菅 原 郁 夫	委 員	菅 原 登
	副 会 長	千 葉 徳 穂	"	高 橋 光 治
	"	佐々木 幸一	"	遠 藤 實
	委 員	大 関 健 一	"	茂 泉 文 男
	"	中 嶋 次 男	"	長 谷 川 厚 子
	"	佐 藤 覚 次 郎	"	白 鳥 英 敏
	"	山 田 悦 郎	"	三 浦 徹 也
	"	葛 岡 重 利	"	中 嶋 太 一
	"	佐 藤 小 弥 太	"	高 橋 伸 幸
	"	鹿 野 清 一	"	佐 藤 多 恵 子
	"	佐 藤 千 昭	"	武 田 正 道
	"	鈴 木 守	"	海 老 田 慶 子
	"	高 橋 義 雄	"	山 村 喜 久 夫
	"	高 橋 勇 輝	"	佐 々 木 昭 雄
	"	太 斎 俊 夫	"	津 藤 國 男
	"	石 川 憲 昭	"	須 藤 茂
	"	佐 々 木 幸 男	"	伊 藤 竹 志
	"	大 内 朗	"	後 藤 和 廣
	"	小 岩 誠 二	"	飯 田 明
	"	菅 原 佑	"	白 鳥 一 彦
	"	中 鉢 泰 一	"	千 葉 和 恵
	"	石 川 正 運	"	中 條 彦 登
	"	加 藤 雄 八 郎	"	佐 藤 利 郎
"	千 葉 伍 郎	"	白 岩 博	
"	佐 藤 幸 生	"	松 田 孝 志	
"	佐 藤 重 美			

欠席者	委員	白鳥文雄		
その他出席者	幹事長	大場秀也	調整第2班長	小野寺桂一
	副幹事長	佐藤重博	総務第1班員	武田利喜夫
	事務局長	鈴木正志	総務第1班員	市川かほる
	次長(総務担当)	阿部貴夫	総務第2班員	佐々木貴徳
	次長(計画担当)	二階堂秀紀	総務第2班員	伊藤大輔
	次長(調整担当)	濁沼栄一	調整第1班員	千葉和義
	次長(調整担当)	千葉浩文	調整第1班員	小山雅規
	総務第1班長	千葉雅樹	調整第2班員	二階堂賢
	総務第2班長	小野寺世洋	調整第2班員	菅原元
	計画第2班長	菅原昭憲	調整第2班員	栗原聡
	調整第1班長	鈴木秀博		
会議の概要	別紙のとおり			
会議録署名委員	委員	後藤和廣	委員	白鳥一彦
傍聴	一般 22名 報道 4社			

次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 提案事項
 - 協議第61号 合併の期日の修正について
 - 協議第62号 地方税の取扱い(その1)の修正について
 - 協議第63号 町名、字名の取扱いの修正について
- 5 その他
- 6 閉 会

1. 開 会 午後3時00分

鈴木事務局長 開会にあたりまして資料の確認をお願いいたします。

本日、ご配付しておりますのは、次第のみということになっておりますけれども、使用する資料につきましては、既に委員さん方に事前に送付してございます。協議第61号 合併の期日の修正について、協議第62号 地方税の取扱い(その1)の修正について、協議第63号 町名、字名の取扱いの修正についてという資料を使用いたしますので、もし持参しておられない場合については、事務局の方に申し出願いたいと思います。

それでは、ただ今より第18回栗原地域合併協議会を開催いたします。

2. 挨拶

鈴木事務局長 開会に当たりまして、当協議会会長であります菅原会長より挨拶を申し上げます。

菅原会長 大変ご苦労さんでございます。

昨年の7月1日に栗原地域の合併協議会、俗に言う法定協議会を設置いたしまして、第17回まで開会を終了いたしまして、今日は第18回の協議会でございます。いずれ17回までの協議に当たりましては、ほぼ協定事項といえますが協議事項、これらが終了いたしまして、一部ダイジェスト版にも載らなかった事項がありますが、いわゆる要約いたしました説明資料等を作成いたしまして、栗原郡内の各家庭に配布をいたしまして、それぞれの町村におきまして、説明会等を今開催中のところもあろうかと存じます。これらの説明会が終了され、中には意向調査というふうなことで、その町、村において独自に調査をするという町村もあるようでございます。いずれ、そういうものが順次固まりつつまいりますと、いずれは我々10の町村長もこの審議いたしました協定事項に対しまして、協定を結びながら調印をしなければならない時期も間近に迫ってまいりました。そういうものを踏まえて、きちんと新市に移行していかなければならないものがあります。ただ問題は、合併するまでの間にいろいろと協議をして、成立をさせなければならぬものがある訳でありまして、これらについても今鋭意事務局そしてまた幹事会等でもよく協議をさせまして、できるだけ早い時期にそれらの合併協議に調整をしなければならぬものを取り決めまして、協議会の皆様方にもお示しをしなければならないなというふうに、今会長としては思っておる次第であります。

そういうことからいたしまして、今日は第18回というふうなことで、開会を申し上げる訳であります。第18回の協議いたします案件は3案件でございます。これはいろいろと、今までも検討してまいりました事項ではありますが、一部修正をしなければならないというのがいずれもこの3案件でございます。これらについては後で提案、協議事項になった次第の際に、詳細を事務局の方から説明をさせていただきます。何とぞひとつ、よろしくご審議のほどをお願いを申し上げます。開会に当たっての挨拶というふうにさせていただきます。

鈴木事務局長 本日の会議の欠席の届け出は、一迫町の白鳥文雄委員から届け出が出てございます。

委員52名中51名の出席をいただいております。協議会規約に定める定足数に達してございま

す。

それでは以後、議事進行を菅原会長にお願いをいたしたいと思います。

議長 ただ今、本日の出席しております委員については定足数に達しておりますので、第18回栗原地域合併協議会を直ちに開会をしまいたします。第18回栗原地域合併協議会の開会を宣言いたします。

本日の会議日程につきましては、皆さんのお手元に差し上げております次第に従いながら進めてまいりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

3. 会議録署名委員の指名

議長 それでは、3番目の会議録署名委員の指名についてを協議議題にいたします。

例によりまして、議長から指名することにしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。

それでは、会議録署名委員の指名をいたします。金成町の後藤和廣委員、志波姫町の白鳥一彦委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

4. 提案事項

協議第61号 合併の期日の修正について

議長 次に、提案事項に入る訳でございますが、今までの審議方法からいたしますと、前回の協議会におきまして提案を申し上げ、説明をし、それを各委員の皆さん方に持ち帰りを願いまして、それぞれの審議を賜りまして、審議といたしますかお勉強を賜りまして、次回の協議会において協議事項というようなことで協議を進めてまいりました。

今回の案件は、前回の協議会の際に提案をしたものではございませんで、ただし皆さん方に事前に配付をいたしておいた議案でございますので、今日は前回までの協議会の進め方と若干違いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで今回の協議会には、提案をいたしまして直ちに協議に入ってまいりたいと思ひますが、そのような方法でよろしゅうございませうか。

(「はい」の声あり)

はい、ご了承下さい。

それでは、直ちに協議事項に入ります。

協議第61号 合併の期日の修正についてを提案いたします。提案理由、内容の説明を事務局から求めます。

濁沼事務局次長 それでは、協議第61号 合併の期日の修正についてご説明をさせていただきます。

合併の期日につきましては、昨年(2017)年の第2回の協議会に提案をし、8月28日の第3回協議会におきま

して、平成17年3月14日とするということで、既に確認をいただいているところであります。

今回の変更内容は、既に確認されました下段表の確認済内容に、上段表に下線で表しております条文を追加するものであります。追加いたします条文は、「ただし、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日法律第6号）の一部改正があった場合は、平成17年4月1日とする」とするものであります。

合併期日を平成17年3月14日と提案するに当たりましては、その事由を4項目挙げ、これまで説明をさせていただきました。一つは市の形成要件、財政支援措置等を考え、時限立法である合併特例法の期限内合併、平成17年3月31日までの合併を基本としたこと。二つ目は、合併調印日から合併期日までに新市の予算編成、条例の整備、電算システムの統合等の事務作業を考え、3月中の合併としたこと。三つ目は、10町村で稼動しております既存57電算システムの統合と、住民生活に支障を及ぼさない新電算システム構築のため、土曜日、日曜日ともネットワーク切り替え稼動を考え、月曜日としたこと。第4は、郡内の町村長や議会議員の任期等を考え、瀬峰の町長さんの任期切れとならない3月19日以前としたこと、これら4要件を考慮し、合併期日を平成17年3月14日と定めたものであります。

1ページをご覧ください。

この参考資料は、今の第159回通常国会に3月9日に提出されました市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の改正案の抜粋条項であります。下段が現行法であり、上段が改正案になります。

附則の第2に下線で表しました新たな2項が追条されております。その内容は、平成17年3月31日までに県に合併申請をし、平成18年3月末までに市町村合併をした場合には、現行法上の財政優遇措置が適用されるというものであります。

2ページの資料は、地方交付税の額の算定の特例を表しております。市町村の合併の特例に関する法律第11条地方交付税の額の算定の特例の抜粋条項であります。財政優遇措置されます地方交付税額につきましては、既に前回の協議会におきまして説明をさせていただいたところであります。今回、このように平成17年4月1日とするとただし書きを追文、変更いたしました理由は、今回の合併特例法の改正により、合併期日を平成17年4月1日とすることにより、新市においてより多くの地方交付税額が財政優遇措置として見込まれること。二つ目は、各種電算システムの統合や、システム導入に係るより具体的な業務調整が図られたことにより、平日での電算切り替えが可能となったこと等であります。以上で説明を終わります。

議長 ただ今提案いたしました内容についての説明が終わりました。

直ちに協議に入りまして、皆さん方から質疑、ご意見を承ってまいりたいと思います。ご質疑ございますか。なければ、提案をもって了承するということにしていきたいと思いますが、いかがですか。（「なし」の声あり）

それでは、質疑なしと認めます。協議第61号 合併の期日の修正については、提案いたしました原案を了承するということにしてよろしゅうございますね。それでは、原案をもって了承することに決定をしてみたいです。

協議第62号 地方税の取扱い(その1)の修正について

議長 続いて、協議第62号 地方税の取扱い(その1)の修正についてを提案いたします。提案の理由並びに提案内容の説明を求めます。

濁沼事務局次長 それでは、協議第62号 地方税の取扱い(その1)の修正について説明をさせていただきます。

地方税の取扱い(その1)につきましては、これも昨年の第4回協議会に提案をし、10月9日の第5回協議会におきまして、既に確認をいただいているところであります。

今回の修正変更内容は、地方税法第310条の個人の均等割の税率、人口5万人以上50万人未満の市、2,500円という表記を削除したものであります。これまで、個人町村民税の均等割税率につきましては、地方税法の定めにより年額2,000円であり、市税としての個人均等割税率は人口段階別の税率区分となっておりました。このため新市の個人均等割税率は、人口5万人以上50万人未満の市2,500円を適用すると、調整確認をしてきたところであります。しかしながら今国会におきまして、2ページの参考資料のとおり、地方税法の第310条が改正され、これまでの人口段階別の税率区分は廃止となり、平成16年度から市町村を問わず個人均等割税率は一律3,000円となりました。この地方税法の一部を改正する法律は、平成16年3月31日に法律第17号で公布され、政令につきましても平成16年3月31日政令第108号で公布され、平成16年4月1日から既に施行となっております。

この地方税法の改正は日切れ法案ということもあり、各町村におきましては既に税条例の一部を改正する条例を専決処分されている内容であります。

提案内容は、市町村の平成16年度の個人均等割標準税率3,000円を、新市の個人均等割税率とするものであります。以上で説明を終わります。

議長 ただ今提案いたしました協議第62号 地方税の取扱い(その1)の修正について、協議に入りたいと思います。ご質疑、ご意見等ございますか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑、ご意見なしと認めます。それでは、直ちに確認をしまいたします。

協議第62号 地方税の取扱い(その1)の修正については、原案どおり了承するというところでよろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

それでは、原案どおり了承することに決定をしまいたします。

協議第63号 町名、字名の取扱いの修正について

議長 続いて、協議第63号 町名、字名の取扱いの修正についてを提案いたします。提案理由並びに提案内容の説明を求めます。

濁沼事務局次長 それでは、協議第63号 町名、字名の取扱いの修正について、説明をさせていただきます。

この、町名、字名の取扱いにつきましても、昨年の第7回協議会に提案をし、11月27日の第8回協議会におきまして既に確認をいただいているところであります。

町名、字名の取扱いにつきましては、第7回の協議会、第8回の協議会でもいろいろご議論いただきました。町村合併を契機に字の削除をすることや、住所表示を短縮見直しすることなども検討されました。が、結果といたしまして、合併時までの限られた期限内での地方自治法第260条に基づく字名変更関連事務は、地域住民等の十分なるコンセンサスを必要とすること。特に、住所表示に使われてきました従来の名称は、地域住民に長年関与され、親しまれてきたものであり、地域の歴史や伝統文化等に由来するものが多いことから、合併後の新市においてプロジェクトチーム等を作り、十分に時間をかけ、住民総意の中での見直しをされるよとの判断から、字名については現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし字名の変更等については、新市において速やかに調整するものとする。このような内容で確認をされてきたところであります。

しかしながらその後一部の町村から字名変更につきまして、地域住民との十分なる協議、コンセンサスができて上がったこと町村独自に合併期日前までの字名変更をした場合、短期間内に町村独自の字名変更と、町村合併に伴う字名変更の2回の字名変更が生じ、住民困難が生ずること等から、新市移行時に合わせた調整を求められたものであります。

今回、変更内容として、なお地域の実情に応じ、字名の変更等が可能な地域においては、合併時までに調整するものとするという文言を挿入し、今回提案するものであります。

なお一部、要望町村とは事務処理内容を協議し、新市への移行時には支障がなく、問題が発生しないことなどを確認し、今回提案するものであります。以上で説明を終わります。

議長 協議第63号 町名、字名の取扱いの修正についての提案の内容等の説明が終わりました。

ただ今から協議に入ります。ご質疑等ありましたらお願いしたいと思います。高橋委員。

高橋光治委員 金成町の高橋であります。

ただ今説明をいただきました町名、字名の取扱いの変更の説明によりますと、地域の事情に応じて合併時までに調整するものとするという内容が追加をされたというふうに理解をします。

当金成におきましては、2月23日から3月4日まで、町民の皆さんに町名字名の変更についての実例を示しながらご議論をいただき経過で来たところでございます。これらについては、5月10日以降にまた地域の懇談会を予定していき、それまで意見の集約ということになってございまして、ここに示された地域の事情に応じということは、金成町も含むというふうに理解をする訳ですが、今後合併時までに他の10町村の中においても、これが地域の事情に応じそのような変更が可能な地域が、または可能な自治体が出てきた場合には、移行を速やかにすることが、調整をすることができるというふうに理解をすればよいのかどうか伺います。

二つ目は、現在の状況の中で、本町は明らかにしてございますが、他の町においてもそのような準備がされている部分はあるのかどうか。この点、わかればお知らせをいただきたい。以上2点。

議長 分りました。それでは、事務局で承知しておる内容について、説明をいたさせます。事務局、説明。

濁沼事務局次長 お答えをいたします。

最初の1点ですが、そのような準備ができたところということで、これは仰せのとおりであります。

それから、二つ目の内容ですが、具体的に今お話がありましたように、話が進んでいる町村ということで、金成町さんになります。

それから一部の町村については住所表示の字名ではなくて、字の一字をこの際削除しようかというようなことを検討している町村もあるようであります。以上です。

議長 以上の答弁でよろしゅうございますか。

そのほかございませんか。ありませんか。佐藤委員。

佐藤幸生委員 お聞きします。この字名の変更、あるいは改正等をしようとする場合に、通常ですと議会の議決を要するというようになっておりますが、この合併前の改正変更であれば、議会の議決は必要としないというようなことも伺っておる訳でございますが、それでよろしいのかどうかということでございます。と申しますのは、地方自治法の省令の中に260条でございますが、政令で特別の定めをする場合を除くほかとなっております。それで、今回この上程されました案につきましては、この条例で定めをする場合を除くほか該当するののかということについて、お伺いをいたしたいと思っております。

議長 今、佐藤委員から質疑がありました内容について、説明をして下さい。事務局。

濁沼事務局次長 それでは、お答えをいたします。

通常ですと、これは合併に基づいて廃置分合に伴って字名を変更するという場合、その場合については、これも条件がありまして、例えば栗原の場合には、栗原郡何々町、これは瀬峰町さんを例にとりますと、栗原郡瀬峰町イコール栗原市というような変更になれば、これは自治法の260条の手続は必要ないということになります。ただ、これまで協議会の中で確認されている部分は、何々町の町なり村を取ると。ただ町名は残しますと。例えば瀬峰町さんのお話になりますと、瀬峰という名前を残します。これまで確認されているのは、栗原市瀬峰字何々となります。そうしますと、これは先ほどの栗原郡瀬峰町イコール栗原市という部分ではないものですから、自治法の260条の手続が必要ということになります。自治法の260条の手続は、市町村議会に提案をし、市町村告示をし、効力を発生し、関係機関に周知ということになります。ただ、今回の部分については、新市誕生切り替え時にその字名を変更するというようになります。そうしますと当然、その切り替えをします市長は新市の市長ということになります。そうしますと当然新市の市長が、これは今の部分から言いますと、先ほど3月14日なり4月1日ということですが、その部分で切り替えをすると、その時点では既存の10ヶ町村の議会ではもう消滅して、ないということから、これは関係10ヶ町村の議会の議決を必要といたします。新市の市長が専決処分をし、そして知事への届け出をし、それから市長が告示をし、この段階で効力が発生します、これは合併時になると思っております、その後新市の初議会で専決処分の承認をいただくということで、法的には10ヶ町村の関係する部分の議決は必要ないということになります。

議長 よろしゅうございますか。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

なしと認めてよろしゅうございますね。

それでは、ただいま協議第63号で提案いたしました町名、字名の取扱いの修正については、原案を了承することにしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。それでは協議第63号 町名、字名の取扱いの修正については、原案を了承することに決定をしまいたします。

以上で、本日の提案いたしました各案件、終了いたしました。

5. その他

議長 次に、その他の事項に入ります。

その他の事項について、事務局から説明をいたさせます。

鈴木事務局長 それでは私から1点、次回の日程関係についてご説明を申し上げます。

既に今後のスケジュールにつきましては、委員さん方にスケジュール表ということでお示しをしておりました。今後の予定からいきますと、次回協議会の日程を6月8日、火曜日、午後1時半ということで現在のところ予定してございます。その後の部分につきましては、例えばその前のスケジュール表にもございましたけれど、調印式、それから町村議会議決等々ということでありまして、その辺につきましては、調印式につきましては概ね6月中旬頃。そしてそれを経て、6月下旬に各町村の議会議決ということで現在のところ予定してございますので、予定してございますというか考えてございませぬ。前回のスケジュール表の中で、若干ずれ込んだ部分があるのかなというふうには思いますが、現在のところそういうことで予定してございませぬのでご理解いただきたいと思っております。

議長 これからのスケジュールについて、今事務局案をお示しをいたしました。次回の協議会の日程、6月8日、午後1時半から。場所についてはこれからまた決定をさせて下さい。それから合併調印式、協定事項に対する調印式でございますが、それを6月の中旬、それからその後にあつての議会提案については6月末日、これは一斉に臨時議会を開会するというふうな予定で進めていきたいと思っております。

以上の内容でございますが、何かそれらについて。千葉委員。

千葉伍郎委員 今、出されました三つの考え方、特に6月の中旬の調印の日取りの関係ですが、直接我々協議委員が関係するものではございませぬから、余りなことは言うつもりもありませんが、私の方の議会は中旬が議会開会の真ただ中でございまして、従ってぜひその辺は各町村議会事務局と調整をしていただいて、ダブることのないようにひとつあらかじめご検討をしていただきたいというふうに思っております。以上です。

議長 はい、分かりました。そのことについては十二分に配慮して、日程を決めてまいりたいと思っておりますので、ご了承していただきたいと思っております。

せっかくです。そのほかに何かありましたらひとつ。その他の事項でなくても結構です。せっかくのこのような集まったことでございませぬので、はい、ではもう1回。

千葉伍郎委員 住民懇談会をやった際ですが、協議会から出されました資料を精査をしてみますと、合併時まで調整をするという項目が、たしか97項目あるはずであります。これらの問題は、住民の説明会でも質問がございましたが、合併時まで調整をするということは、事務局いわゆる執行部側の考えとしては、例えば今日期日が決まりましたように、17年3月31日まですればいいんだという認識なのか、極めて内容的には重要なものが入っておりますから、私は精力的に作業を進めていただいて、議会の議決が行われ、あるいは調印が行われるまでの間にでも、精力的にできるものはやっていただきたいというふうに思っているんです。従って、合併までの調整をしますという事務局の考え方、

これをまず聞かせていただくのとあわせて、調印をする、議会の議決をする、その後調整項目がどういう手順、手続を経て住民に知らせることになるのか。あるいは協議会との協議の議題の持ち方について、協議項目になるのか、あるいは報告ものになるのか。極めて扱いによっては重要な問題も含まれておりますので、事務的な問題、何がどうだという話ではございません。事務的にどういう取扱いをする考えなのかお聞かせをいただきたい。

議長 確かに、そのようなことです。そのことについて、事務局で考えていることで結構ですから、気楽に答えて下さい。

鈴木事務局長 この点につきましては、これまでも協議会の中で何度かご質問等々がございました。その際のこちら側、事務方の考えと今も変わってはございませんけれども、今後の合併時まで調整するという表現をした項目につきましては、各分科会、それから部会等々で十二分議論をしまして、調整をしていくという、いわゆる事務作業を予定してございます。

なお、その後のいわゆる協議会とのスタンスといいますが、こういったことなのかということについても、このことについては決まり次第、協議会の皆様方にご報告をしていきますよという話をしているところでございますし、なお、この点につきましては一部重要な部分と、ただ今お話があったように決まり次第とにかく、いわゆる調印前であるとかいった前に示せるものは示していこうということで、現在事務局は分科会等々で、それにあわせたような形で開催をするようにしているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長 千葉委員。

千葉伍郎委員 調整をするという執行部の考え方を良としてきた訳でありまして、了解した訳ではないんですね。そうしますと、今事務局長の話を聞きますと、首長さん方の調印、6月の下旬には議会の議決を経る、その後は報告ですよと。協議会の協議事項ではなくて、報告事項になってしまいますね、今話を聞きますと。では、どこが協議事項になるのか。あるいは皆さん方の重要と思うのと、住民側が重要と思うものの認識の違いだと言われればそれでおしまいますが、全て事務局の方に、あるいは執行部の方にお任せをしたという意味での中身ではない訳です。ですからそこは、私は協議項目にするのか、あくまでも報告にとどめようとするのか、この取扱いは極めて重要でありますので、正式な見解を求めておきたいと思うんです。

それから、今から1カ月半以上もある訳ですから、町長さん方が調印をするまでの間に、専門部会、分科会を含めて、この97項目あると言われている協定項目を幾らぐらいまで詰められるのか。ただ、やれるものはやらせていただきますという程度の事務作業では、私は困ると思うんです。その辺の見通しなどについてもお聞かせを下さい。

議長 どうぞ。

濁沼事務局長次長 今の調整内容なんですが、97項目ということで、いつ頃までにどれぐらいの件数かということなんですが、これは昨日も二つの分科会、1日ばかりでいろんな協議をしました。今日もやっている分科会もあります。そういうことで、これはいろんな分科会がいろんなその部分で、前に協議会の中でいろんな議論をされた内容も踏まえた中で、いろんな調整内容を今調整をしているということでもあります。ただ、これは一、二回の分科会なり部会等で結論が出る部分と、それから項目によっては幾度か分科会の会議等を重ねないと集約できないものという部分もあります。これは先ほど局長が

言ったように、調整ができた部分についてはその都度の協議会に報告をさせていただくということになります。ただ、その報告の協議会に、どの協議会に何件ぐらいという部分については、これはここで答えするのは非常に難しいというふうに思います。ただ、これも前回お話をいたしました。合併時までの調整という部分につきましては、これはこれから新市の例規関係に絡んでくる部分がほとんどであります。これは例規の関係から言いますと、少なくとも今年の10月ごろまでには例規案が固まりたいということで、そのころまではある程度の合併時までの調整という部分で、調整した内容の集約の仕方が出てくるのではないかなというふうに思います。これは、具体的な部分については、ひとついろんな部分で一生懸命分科会等がやっておりますから、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

それから当然、詳細の部分は分科会、これは各町村の、何回もお話ししました専門の担当する担当係長等で構成をしております。その中の議論を経て、その後には今度は担当の課長等で構成します専門部会の中で、また事務が事務担当で調整された内容を再度精査をし協議をいたします。その内容を、今度はまた各町村の助役さん方それから合併担当課長さん方で構成されます幹事会をくぐって、そして皆さんの協議会に報告をするということになります。これまで皆さん方がいろんな議論をされた考え方なり、議論の内容をまずベースにして調整するというようにしておりますから、まるっきり違った方向にそういう調整がなされないと思います。

それから、合併時までに調整される内容の部分が、報告か協議かという部分であります。これは先進の協議会の事例等をとりますと、これは報告になっております。ほとんどの協議会が報告ということで、ある協議会によっては調整内容は協議会にも報告しないというような協議会もあるようであります。ただ、栗原の協議会につきましては、調整内容については、その辺の部分を皆さんに報告をし、当然その中で皆さんからいろんなご意見が出ると思います。その場合は当然、そういう調整に至った経過等もこの協議会の中でご説明をするということになるかと思っております。以上です。

議長 今、事務局からお話がありました。説明がありました。いずれ報告にするということで、これから進めていきます。ただし、これは報告といえども、報告だから後は直せないんだと、これはみんな同じだという訳ではありません。これはやはり報告であっても、委員の皆さんからご意見があつて、これはやはりこのようにしていった方が、栗原市に対する引き継ぎなり、実施が一番いいんだということについては当然ここで論議いたしまして、訂正することはやぶさかでないものであろうと思います。それらについては当然、我々10人の町村長もよくそのご意見に対しまして、新市の例規集に反映をしていくというふうな方向で進めていくべきだろうと思いますので、ひとつその辺はご了解願いたいと思います。

そしてまた、調整するという一つの目安でございますが、これはほとんど10ヶ町村で今までいろんなやってきたことを、なかなか調整ができなくて合併時まで調整するということでございますから、いずれこれを新たなものに調整をしだすということではなしに、10ヶ町村でいろいろやってきたその範囲内でもって、これは調整をするということになると思います。これが原則であると思います。そういうことからすれば、新たに10ヶ町村でやってきたことを飛びのけて、新たなもので調整することは絶対にあり得ないのではないのかなという、会長としては思っておりますので、そのことについても恐らく委員の皆さん方もそうでないのかなと思いますので、そのことはひとつご了承しておきたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、その他の事項についても以上で終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。茂泉委員。

茂泉文男議長 花山村の茂泉です。

各町村単位に旧役場での仕事ですが、総合支所ということでこれは承知しておりますが、あるいは聞き漏らしたかもしれません。でしたら再度説明願いたいということですが、総合支所で、要はできないものは何ですかということです。といいますのは、総合支所で用が足せなくて、中央省庁というんですか何と言うんですか、本庁ですか、それから分庁舎に行かなくては用が足せないというものがありましたらお知らせ願いたいと思います。

議長 今の質問。具体的なことについて分りますね。分ればひとつ。

濁沼事務局次長 お答えをいたします。

具体的にこれとこれという部分は、これはちょっと言えないんですが、逆に皆さん方がいろいろ心配される部分は、今委員さんからお話がありましたように総合支所で用事が足せない部分はどれかというお話なんです、別な言い方をしますと多くの住民の方々が、これまで町村役場の中で用事を足りていたという部分については、機能として総合支所に残すということでありまして。ただ、この場合はその各町村でやっております事務は、全て町民の方々に関係する部分であります。そうしますと、町民の方々に関係する部分といいますと、本所に持ってくる機能がほとんどなくなるんですが、ただ先ほど言いましたように、多くの地域の住民の方々が、これまで各町村の役場で用事を足りていたという部分については、これは総合支所に残すようになるだろうと思います。ただ、特定の方なり、そういう一部の方については、やはりそれは機能的には本庁に持ってくるものもあるだろうと思います。ただ、基本的な考え方としましては、多くの地域住民の方々に直結する部分の事務については総合支所に残し、ご不便をかけないというようなことで考えております。

ただ、これは具体的に今お話をされましたようにどういう事務だということになりますと、これもこれから総務部会なり分科会の中でいろんな部分で詳細に、例規に絡む部分の、事務分掌の部分もありますからこれを詰めていくということで、基本的な考え方はそのような部分が総合支所に残ると。多くは地域住民の方々に不便をさせないということでご理解をいただきたいというふうに思います。

議長 確かに今、茂泉委員おっしゃること、大切なことなんです、然るもそれを実例を挙げて、どれとどれがということになると、なかなかやはり難しいのかなというふうに思いますが、実例を挙げて、こういうものはどうなるんだといったような方法でご質問願えれば、またこれいいのかなと思いますが。

恐らく今、会長として考えられている点は、やはり出納関係、いわゆる金の支払いとか収納事務、これは恐らく本庁舎でやらないと収入役の下で行いますから、当然これは支払いといっても現金支払いというのはほとんどないので口座支払いに、振り込みになると思いますが、そういうものはやはり支所ではできないものだろうなと思ってますし、それからやはりいろんな議決に関係するようなもの、いわゆる議会に関係するようなものは、こういうものはやはり当然支所ではできないことであるだろうし、どういうものがあるかなとなると、具体的には難しいものが出てくると思いますが、できるだけ総合支所の中で決めていく。町村長たちの話の中では、支所長にほとんどの権限を持たせると。予算執行なりこういうものを持たせると。そうでなければ、とてもとてもみんな本庁扱いというのではだめだと。そ

うということからして、やはり支所長の権限というものをもっともっと重要にさせて、そこでほとんどが決められるようにというふうなことの話し合いがございまして、支所長の職務の、いわゆる職階ですが、それも部長級にしるということにして、我々町村長は話し合いをした経過がございまして、どうぞ。
茂泉文男委員 出納関係ということをお聞きすると質問したくなるんですが、例えば地方の小さい商店なんか、今まで役場と取り引きして何がしかの支払いがあるといったような場合、やはり本庁まで来なくては行けないのかなと。そういうわずらわしさというんですか、それが心配される。

それから、納税組合で集金したものを、やはり本庁に来て納めなければいけないのかという問題点なども考えられますが、この点はいかがでしょうか。

議長 今、私出納ということをお話したので出てきたのですが、結局そういう売買といいますか、購入したもの、お店に支払うものは、支所で納入したものは支所でもって手続をして、本庁のいわゆる収入役のところでお支払いをするということになれば、振り込みは恐らく通帳に振り込んでしまうということになるので、今までとはそんなにご迷惑をかけないで済むのではないかなと思います。

それから、納税貯蓄組合で納めた税金は、いずれは花山村で今まで納入先をどこにしておいたのか。その場所はその場所で生きてくると思います。ですから、それぞれの金融機関で納めていただければ、これは当然指定金融機関に総括されて、収入役のところに戻ってくるということになりますので、納入する場所についてはその町、村で当然でき得るものだろうと思います。花山村の収入といいますか、税金を納めるのが収入役の窓口で、もし取り扱っておるのであれば、これから花山総合支所の中でその収納事務を扱うといったような方法でやはりこれをやっていかなければならないのではないのかなというふうに、会長としてはそのような考えを、感じを持っております。よろしゅうございませうか。（「はい」の声あり）

6. 閉 会

鈴木事務局長 ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、千葉副会長さんからご挨拶をいただきたいと思っております。

千葉副会長 今日の審議は3件でありまして、余り難しい問題もなかったように思います。理屈をつければ皆重要なことを皆決めたことになる訳ですが、最近までたびたび話題になったようなことでなかった訳で、私は非常によかったなと思っております。いずれにいたしましても、これ私が言うことはないんですが、来年の3月までかかって何だかんだ調整するものではないんですね。例えば、字名とかなんかないのは法務局に関係しますので、私聞いておいたところでは6月頃まではっきりしないと非常に困るというような話も聞いておりますので、なるべくならば、全然関係ない町もあるかもしれませんが、一部修正をするところは早目に修正の結論を出していただいて、事務を進めるようにしていただければありがたいというふうに思います。

今日は、どうもご苦勞様でございました。

午後3時50分閉会

会議の顛末を記録するため、会議録を調製する。

平成16年5月 日調製

栗原地域合併協議会事務局長 鈴木正志

上記会議録の内容が正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

署名委員

署名委員